



公益社団法人 小石川法人会
<http://www.koishikawa-houjinkai.or.jp/>

地域と税の架け橋

法人こいしかわ

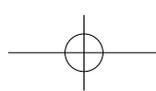
令和7年 春号

小石川法人会

鏡川神社 (文京区千石)



法人会
消費税期限内納付
推進運動



会 員 各 位

公益社団法人小石川法人会
会 長 清水 和雄

第14回通常総会及び情報交換会 事前のご案内とお願いについて

日 時 令和7年6月17日(火) 17時00分より
【第一部】 第14回通常総会 17時00分より
【第二部】 情報交換会 18時00分より
場 所 東京ドームホテル 地下1階 シンシア
文京区後楽1-3-61 TEL 5805-2121
会 費 情報交換会ご出席の方はお一人 12,000円

法律に定められた正式な「総会招集通知」については、5月7日(水)に開催される理事会後に、通常総会参考書類と同封して発送いたしますので、必要事項をご記入いただき、ご返送をお願い申し上げます。

また、やむを得ない理由により総会にご欠席される会員の方は、他の会員を代理人として議決権を委任することができます。委任状の提出につきましては、会員の皆様のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

※開催を変更する場合がございます。

TOKYO DOME CITY
心が動く、心に残る。

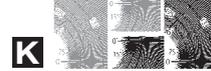
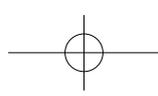
東京ドームシティ
公式Twitter

イベントやキャンペーン情報、新たな
東京ドームシティの楽しみ方を発信しています。

三井不動産グループ
MITSUI FUDOSAN GROUP

○確定申告広報活動	16
○青年部会のページ	16
○編集後記	15
○5月・6月・7月の行事予定	15
○スパ・ラクーア価格改定のご案内	15
○コラム(東法連)	14
○富坂警察署だより	13
○小石川消防署だより	12
○ダイレクト納付(e-tax)	11
○税理士無料相談	11
○健康だより	10
○都税事務所だより	9
○小石川税務署だより	8
○女性部会のページ	7
○消費税期限内納付	6
○第1・2支部合同税務研修会	6
○税制改正大綱	4
○令和7年度各種研修・ 講習会開催のご案内	3
○第14回通常総会等事前ご案内	2

小石川法人会・ホームページ <http://www.koishikawa-houjinkai.or.jp/>・Eメール info@koishikawa-houjinkai.or.jp



令和7年度各種相談・研修・講習会開催のご案内 簿記（初級）講習会

実務で役立つ経理・会計の基礎が習得できる全8回の初級簿記講習会です。簿記がまったく初めてという方でも安心して学習できます。

月日(曜日)	時間割等	月日(曜日)	時間割等
6月3日(火)	開講式 午後1時30分～4時30分	7月2日(水)	午後1時30分～4時30分
6月9日(月)		7月7日(月)	
6月18日(水)		7月10日(木)	
6月26日(木)		7月14日(月)	

- 講師 東京税理士会小石川支部 税理士 吉田 敦先生
- 会場 小石川法人会事務局会議室
- 受講料 会員(6,000円) 一般(8,000円)
- 定員 20名(定員を超えた場合は、抽選となります)
- 申込先 公益社団法人小石川法人会 Tel.3816-4184

◆納税で

国民みんなワンチーム
(文京区立第一中学校)

税務・経営研修会

税務・経営研修会の内容は、皆様から開催要望の多いものの中から選びました。いずれも有益なものばかりです。厳しい企業経営環境の現在、企業会計と税務の正しい知識を身につけられ企業の健全な発展の一助になればとご案内申し上げます。

開催日	研修内容	講師
6月20日(金)	○ 令和7年度 税制改正について	小石川税務署担当官
9月4日(木)	○ 源泉所得税あれこれ	税理士 山崎 寛 先生
11月12日(水)	○ 令和7年分 年末調整について〈年末調整説明会〉	小石川税務署担当官

※上記テーマについては、改正の動向により変更する場合があります。

- 会場 文京区民センター 2A会議室 (文京区本郷4-15-14 春日町交差点角)
- 時間 毎回 午後2時～4時
- 受講料 テキストともに無料
- 申込先 公益社団法人小石川法人会 Tel.3816-4184

税理士無料相談

日々の業務のなかで、この問題について聞いてみたい、ちょっと相談してみたいと思うことはありませんか。小石川管内全法人を対象に、東京税理士会小石川支部より税理士の先生を派遣していただき、下記の通り無料相談を開催しております。お気軽にご相談下さい。

- 会場 公益社団法人小石川法人会事務局会議室
文京区後楽1-7-12 林友ビル3階
- 時間 毎回 午後1時～3時
- 申込先 予約制です。事前にお電話にてお申し込み下さい Tel.3816-4184

担当税理士	2025年								2026年	
	4月 11日	5月 9日	6月 13日	7月 11日	9月 12日	10月 10日	11月 14日	12月 12日	2月 13日	3月 13日
番家 匡弘	○		○		○		○		○	
吉田 敦		○		○		○		○		○

おかげさまで100周年

玉露園 こんぶ茶

疲れた時、ホッとひと息。
日本の心に出逢う時。

<http://www.gyokuroen.co.jp>

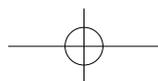
かぜのひき始めに速攻!

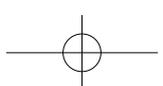
かぜのひき始めに速攻! First NEO錠

第②類医薬品 販売名:新ジキニン顆粒

第②類医薬品 販売名:ジキニンファーストネオ錠

Zenyaku 全薬工業 <https://www.zenyaku.co.jp/>





令和7年度 税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

中小企業に対する軽減税率は維持！

税と社会保障の問題への対応が始まる！

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。
 法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、
 税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が
 引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上で、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となりません。
 ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
 ②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期

リース取引についての取扱い

①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる調整が必要となります。
 ②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。)
 ③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間が経過時点に1円に達するまで償却が可能となります。

防衛特別法人税の創設

基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおり控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	6万円

大学生等の子がアルバイトをしていて、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

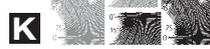
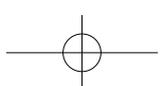
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。
 ※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。



税務関係

● 個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税について適用されます。

● 生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年度分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

● 子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特別対象個人（夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる）の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万円は維持されます。

● 確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額に引き上げられます。
②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であつて、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金を控除した額（企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります）。

● 国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

● 受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することとなつた場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

● 退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を、税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

● 相続税・贈与税関係

● 結婚・子育て資金の一括贈与と制度の期限の延長
直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。
● 事業承継税制の改正
事業承継税制では、非上場株式会社等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

● 資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中

◆ 笑って勤労 笑って納税 (文京区立礫川小学校)

小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。
①対象資産を雇用者給与等支給額に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上 引上げ	3年間	2分の1
3%以上 引上げ	5年間	4分の1

● 消費税関係

● 輸出品販売場における免税方式の見直し

①輸出品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされます。
③税関長は、輸出品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報とともに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

● 免税対象物品の範囲の見直し

①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止することともに、一般

物品と消耗品の区分が廃止されます。
②免税販売の対象外とされた要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

● 免税販売手続の見直し

①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとなります。
②免税購入対象者が輸出品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出品販売場の販売は、購入者の不正が多く、輸出品販売場の負担が大きくなつていました。今回の改正で輸出品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

● その他

● グローバル・ミニム課税への対応
軽課税所得ルールへの対応及び国内ミニム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。
● ガソリン税の引下げ
ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは：
T・S 税理士法人
税理士 飯田 聡 郎
TEL 03-5363-5950
FAX 03-5363-5449
HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

第二支部・第二支部合同 税務研修会



内容たっぷり、超高速の新井先生の研修会

一月二七日(月)林友ビル六階において税理士法人シンフォニー代表 税理士新井庸義氏を講師にお迎えし、「税制改正実務講座」を開催しました。副題は「税制改正を自社の経営に有利に働かせるために」と「税務調査に関する対応策」

ご講演では、まず令和七年税制改正のうち中小企業に係る要点についてメ

リハリをつけて解説して頂きました。税制改正は内容が多岐にわたり、私たちが気にかけるべきところを見失うことが多いように思われますが、先生の講演では「これは中小企業には関係ありません！」などとハッキリ教えてくださいます。

続いての税務調査対応策では、調査の連絡を受けた時からの注意すべきこと、心構え、準備するべきことを具体的に提示くださいました。

新井先生による当研修会は今回で四回目となり、毎年大好評を得ています。今回も会場一杯の会員の皆さんにご参加いただきました。人気のわけは、新井先生ご自身が法人代表でいらっしゃるの経営者の立場を十分に理解してのご講演であること。そしてご用意くださった資料が質、量ともに分かりやすく、とても充実しているからだと思えます。今回も時間が足りないあつという間のご講演でした。

新井先生、ありがとうございました。

消費税の期限内納付を 忘れずに。

**期限内納付のための
納税資金の積立てをお願いします!**

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

消費税には 申告・納付期限^(※1) があります。	申告・納付には e-Taxが 利用できます。	個人事業者の方は振替納税も 利用できます。 <small>確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。</small>										
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。 ▶ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。 ▶ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。 ▶ 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例^(※4)があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。 ▶ 2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。 ▶ 3 地方消費税を含まない年税額をいいます。 ▶ 4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。 ▶ 5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。 	<p>国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>直前の課税期間の 確定消費税額^(※3)</th> <th>申告・納付回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,800万円超</td> <td>年12回(確定申告1回、中間申告11回)</td> </tr> <tr> <td>400万円超4,800万円以下</td> <td>年4回(確定申告1回、中間申告3回)</td> </tr> <tr> <td>48万円超400万円以下</td> <td>年2回(確定申告1回、中間申告1回)</td> </tr> <tr> <td>48万円以下</td> <td>年1回(確定申告1回、中間申告不要)^(※5)</td> </tr> </tbody> </table>	直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数	4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)	400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)	48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)	48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)		
直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数											
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)											
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)											
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)											
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)											

美しい製品を 創る

公和印刷株式会社

東京都文京区水道1丁目2番1号
TEL 3813-5666(代) FAX. 3815-9508

「紙の写真や書類など電子化で整理しませんか?」 電子データ化サービス おもいでアーカイブス

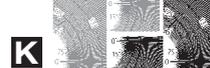
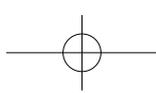
写真や書類をスキャンし、電子データや電子書籍を作成します。

たまった写真や資料をデータ化	▶ たまった写真、書類やノート、年賀状など、なんでもスキャン・電子化します。場所をとらずに高品質データで残しておくことができます。
スマートフォンやタブレットで閲覧	▶ 電子書籍化すれば、手軽なデジタル資料としていつでもどこでも閲覧できます。ペンや付箋機能もついてさらに有効活用できます。
本格的な製本でアーカイブス作成	▶ 冊子や本として本格的に製本することもできます。あなた自身のアーカイブスとして書棚にも記録を残していきましょう。

☎ まずはお気軽にご相談ください!!

日新印刷株式会社
〒112-0012 文京区大塚 5-25-17
詳しくは、[おもいでアーカイブス](#)

お問い合わせはお電話・電子メールで
TEL: 03-3943-1411
E-mail: info@nissininsatsu.co.jp



女性部会のページ



女性部会 新年会員親睦会

二〇二五年二月十八日(火)、ペニンシユラ東京「ハイフンテラス」で女性部会の新年会員親睦会を開催しました。柏原の挨拶、清水副部会長の乾杯の後、七種類！のお茶と、たいへん美味しい広東料理を楽しみました。特に、ウーロン茶の一つ「東方美人」は美肌効果・高血圧改善などの効果があると説明され、皆さん何杯もおかわりをさ



日比谷を一望するお部屋で

◆文京の暮らしを支える区民税 笑顔ふえたよありがとう (文京区立金富小学校)



自己紹介タイム (2名の初参加の方も)

れていました。

お部屋からの眺望も素晴らしく、華やかで話が弾み楽しい会となりました。会の最後に次期女性部会長予定の井田智佐子さんに締めのご挨拶をして頂き散会となりました。

さて、わたくし柏原が部会長職を半田さんから引き継いだのは、四年前のコロナ禍の時でした。まず目標として楽しい女性部会にすること、参加人

数も増やす事に取り組みました。緊急事態宣言後は、多くの事業が中止になるなど大変でしたが「税に関する絵はがきコンクール」は続け、又ほかに何が出来るか模索し、二年間は子供食堂風のやすみば、おもてなし食堂にクリスマスのお菓子、エコバックなどをお渡ししました。活動が通常に戻ると六本木森美術館や、エプソン・チームラボで最先端美術にふれたり、小笠原伯爵邸や麻布台ヒルズでのランチを楽しみました。コロナ後を含め駆け足での活動でしたが、皆様のお力添えご協力により、四年間無事に終えることが出来ました。誠に有難うございました。重ねて感謝御礼申し上げます。

柏原 玲子



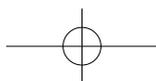
おなかもいっぱい、お肌もツヤツヤです

TOMOWEL

共にある、未来へ

お客さま、お取引先、社会、そして地球。
関わるすべてのものと、共によい関係を築きながら、
真に豊かで美しい未来を創り、拡げていく。
私たちは、TOMOWELの共同印刷です。

共同印刷株式会社 | 〒112-8501 東京都文京区小石川4-14-12 Tel:03-3817-2111(代) <https://www.kyodoprinting.co.jp/>



品名 法人こいしかわ令和7年春号(309号) 1c下版	製版寸法 天端 297 左右 210	発行 U80001D	作成 C7 FLY
		色数 1 刷数 4	



申告・納税と一緒に 日々の業務もデジタル化しませんか？

— デジタル化するとこんないいこと —

オンライン化で
リモートワーク
に対応

データで保存
ペーパーレスで
すっきり

データ連携で
生産性向上

リアルタイムで
経営分析

— デジタル化の強い味方 —

— クラウド会計ソフト —

- 事業所でも自宅でも、どこでもアクセス可能！
- 銀行口座やクレジットカードなどのデータを自動連携可能！
- 連携したデータは自動で仕訳可能！
- 税理士等とリアルタイムで経営状況が共有できる！

(注) 具体的なソフトについては、各ソフトウェア会社にお問い合わせください。

— デジタルインボイス —

- 標準化されたデータだから、相手方のシステムを問わず自動処理が可能！
- クラウド会計ソフトと連携すれば、自動で仕訳も可能！
- デジタル処理で、入力ミスも防げる！
- ペーパーレスですっきり！

(注) デジタルインボイスに対応したサービスについては、デジタルインボイス推進協議会 (EIPA) ホームページをご確認ください。

— 補助金も活用できます —

— IT導入補助金 —

最大補助率
80%

- 中小企業・小規模事業者のみならずITツール導入時にご活用いただける補助金です。
- インボイス枠 (インボイス対応類型) なら、会計ソフト等に加え、PC等のハードウェア導入費用にも利用可能です。
- 安価なITツールの導入にも活用可能であり、小規模事業者の場合、導入費用の最大80% (中小企業の場合75%) 補助されます。
- 詳しくはIT導入補助金事務局ホームページをご確認ください。

(注) 本内容はIT導入補助金2024の内容です。詳しくは、「サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト」をご確認ください。



詳しくは 国税庁ホームページ「事業者のデジタル化促進」コーナー をご覧ください

上記のほか、年末調整の電子化や電子帳簿等保存制度など、デジタル化に役立つ施策・制度を紹介しています



申告・納税は e-Tax で手続きを！！

— e-Tax ってこんなに便利 —

24時間
いつでもどこでも
利用可能！

マイナポータル
連携で自動入力
手間いらず！

データで保存
ペーパーレスで
すっきり！

添付書類も
オンライン提出
郵送不要！

— こんな場面でこんなに便利 —

確定申告 (個人の方)

- 生命保険料控除証明書などの添付書類は、e-Tax で入力・送信すれば提出・提示が不要
- 自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付

源泉徴収票 情報の自動入力

- 事業主の方が源泉徴収票のデータをe-Taxで提出すれば、従業員の方の確定申告の際に給与情報が自動で入力され、申告手続きが簡単に

納付手続

- キャッシュレス納付で、金融機関や税務署などの窓口に行かずに、PC やスマートフォンで納付すれば、現金や納付書が不要に

納税証明書の 交付請求

- 税務署の窓口に行かずにスマートフォンで納税証明書の交付請求から受取まで可能
- 納税証明書 (PDF形式) は何度も使用でき、書面でも何枚でも印刷可能

- 手数料がお得

※ 1 税目 1 年度 1 枚あたり
e-Tax : 370円 書面 : 400円



文京都税事務所だより

—都税についてのお知らせ—

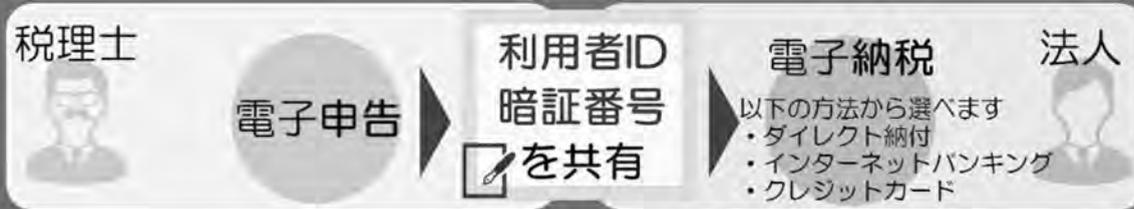
eLTAX 電子納税のご案内

「電子申告手続は**税理士**」、「納税手続は**法人**」の場合に、
便利な情報をお届けします

法人の都民税・事業税等について、関与税理士が eLTAX で電子
申告した場合でも、利用者 ID と暗証番号を共有いただければ、
法人側で、ダイレクト納付などの電子納税が簡単にできます！



詳しくは、[こちら](#)⇒



【お問合せ先】

東京都主税局徴収部徴収指導課

TEL (直通) : 03-5388-2984

～転居等により、23 区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の
納税通知書送付先を変更される方へ～

固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の 送付先変更手続 はお済みですか？



住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合
23 区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の**納税通知書の送付先は変更されません。**
登記手続がお済みでない場合は、以下の送付先変更手続をお願いいたします。

郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所にご提出ください。

【インターネットの場合】

「LoGo フォーム」からお手続きください。



主税局 HP



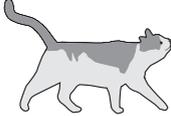
LoGo フォーム

- 上記手続は、23 区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。
納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。
＜変更できないもの（例）＞ 納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名
- 海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所（文京都税事務所：03-3812-3241）に、不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

◆一億が等しく納める消費税 等しく負おう 未来への責（筑波大付属中学校）





健康だより

春日クリニック

健康羅針盤

health compass



医療法人社団 同友会 理事長
高谷典秀先生のなんでも健康相談

人間ドックで「尿潜血」の判定

問 尿潜血とはどのような病気？

私はこれまで、大きな病気というものはないのですが、よく酒を飲むために、息子のすすめで人間ドックを受診しました。すると、尿検査のところで、尿潜血と、蛋白が出ているという結果でした。

尿潜血というのは、いわゆる血尿だと思うのですが、排尿の時には、今まで何も異常はなく、痛みもありません。

尿潜血というのは、どのような病気なのでしょう。激しい運動をすると血尿になると聞いたことがあります。運動は殆どしません。改善するには、どうすれば良いでしょうか

答 腎臓の病気が潜んでいる可能性

人間ドックを受診した結果、尿に潜血と蛋白が出たことを心配されてのご相談です。

尿潜血というのは、腎臓から尿管、膀胱、そして尿道を通ってお小水が排泄されるという経路のうち、どこかで出血があり、尿に赤血球が混じることで出るものです。原因は様々で、たとえば腎臓に疾患がある方や、膀胱炎の方、前立腺炎、あるいは腎臓がんなどで出血がある場合などに尿潜血が出ます。

一方、病気ではなく、血液中から尿の成分を取り出す際に、わずかに赤血球が漏れ出しているというケースもあります。また、ご指摘の通り、激しい運動をした際にも、血尿が一過性に出してしまうこともあります。それはかなりの運動量の場合ですので、一般的な生活をされている方にはまず当てはまりません。人間ドックの

検査で尿潜血が出た場合には、やはり様々な病気の可能性を考えなければならないのです。

しかし今回のご相談の場合、蛋白も出ているという事ですので、こちらの方にも注目をする必要があります。蛋白が出ている場合には、膀胱や尿道からの出血ではなく、腎炎など腎臓の病気が潜んでいる可能性が高くなります。

腎炎にも様々なタイプがありますが、持続的に炎症が起きることで、蛋白と潜血が出たりします。また、高血圧や糖尿病がある方ですと、それによる腎臓障害ということも念頭に置かなければなりませんので、人間ドックの結果の中で、それらの値も注意してください。

まずは、これらの病気が潜んでいるかどうか、しっかりと調べることが大切です。万一腎臓の病気があった場合には、もちろん治療をすることになります。また、たとえ病気が無かった場合でも、定期的に尿検査を行なうようにしてください。潜血や蛋白が出たというだけではなく、1+、2+、3+といったように、重症度に差がありますので、継続的に経過を見ていただき、重症化していくような事があれば、その際には改めて詳しい検査を行なう必要があります。

腎臓に疾患があった場合に、日常生活でできる改善方法という、なかなか難しい事なのですが、まずは水分を十分にとり、脱水状態にしない事です。また、高血圧や糖尿がある場合は、生活習慣を見直していただき、それらの数値をしっかりとコントロールするように心がけてください。

小石川法人会 人間ドックのご案内

(法人会会員及び職員、家族の方は下記の料金(税込)となります)

半日ドック	33,000円	(法定) 定期健診	11,600円
婦人科単独セット(乳がん+子宮頸がん)	13,100円	(法定) 採用時健診	11,600円
脳検査(頭部MRI・MRA)	31,800円		

～企業様の一般健康診断や協会けんぽ等の健康診断も実施しております～

※小石川法人会様ご加入の方のための特別コースです。全額窓口でご精算ください。

※より快適にご受診いただくために、男女別検査フロアをご用意しております。

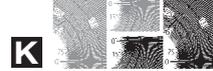
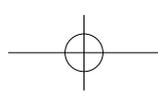
※婦人科検査他豊富なオプションも別途ご用意しております。

※法人会事務局様にオプション割引券をご用意させていただいております。

ご予約・お問い合わせ TEL 03-3816-5840



文京区小石川1-12-16 TGビル



疑問
解決

税理士の無料相談のご案内

無料
相談

税務に関することなら何でもご相談ください

「日頃の業務でちょっとわからないところが…」
「帳簿はつけているのだけど決算のやり方が…」

日頃の業務のなかで、この問題について聞いてみたい！ちょっと相談してみたい！と思うことはありませんか？税金は、対応によって思わぬ負担を生じる場合もございます。

小石川法人会では、東京税理士会より税理士の先生を派遣していただき、下記のとおり無料相談を開催しております。お気軽にお立ち寄りください。

記

相談日：第2金曜日（1月と8月を除く）

- ① 午後1時00分～午後2時00分
- ② 午後2時00分～午後3時00分
- ③ 午後3時00分～午後4時00分

※金曜日が祝祭日の場合は休止させていただきます

場 所：公益社団法人小石川法人会事務局会議室〔文京区後楽 1-7-12 林友ビル〕

申込方法：ご希望の方は、法人会事務局に前日までにお電話ください。

電話：03-3816-4184

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略
還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。



イータックス 検索



ありがとう いいくすりです

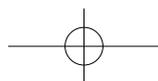
Ohta 太田胃散

株式会社 太田胃散 〒112-0011 東京都文京区千石2丁目3番2号
TEL 03-3944-1311 URL http://www.ohta-isan.co.jp

地域のみなさまの信頼と実績で創業 90 年

山口建設株式会社

東京都文京区千石 3-29-26
TEL 03-3947-3261 FAX 03-3942-2163
http://www.yamaguchikensetsu.co.jp/



春の火災予防運動

小石川消防署

令和7年3月1日(土)から3月7日(金)

令和6年小石川消防署
管内災害状況

火災件数： 49件
 焼損床面積： 555m²
 救急件数：6,789件

持っていますか？
マイ消火器



ご自宅に備えましょう！



SPRING FIRE PREVENTION CAMPAIGN
春の火災予防運動 3/1 3/7
 目で確認 声出し確認 火の用心

東京消防庁
Tokyo Fire Department

警視庁消防総務課ページはこちら
 東京消防 総務
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>
 東京消防庁公式アプリをダウンロード

 11130-07019



点検方法は2種類!!

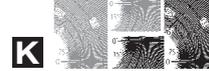
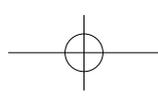


意外と簡単だね!



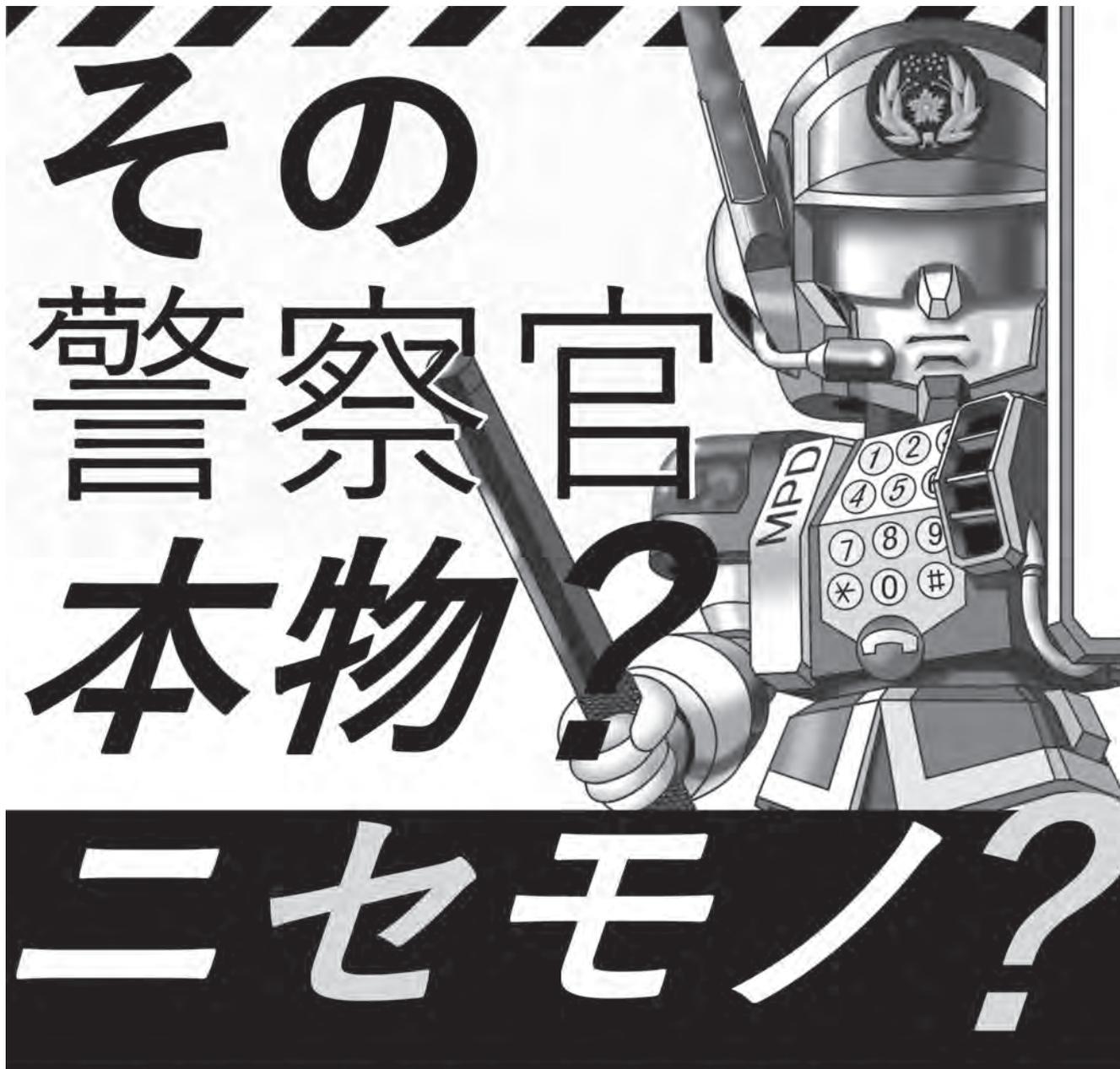
住警器を設置した場合、死者数と損害額は1/4に、焼損面積は6割減少しています。(総務省消防庁調べ)

東京消防庁 小石川消防署 予防課防火管理係 電話 03-3812-0119 住所 文京区白山三丁目1番1号



富坂・大塚警察署だより

◆消費税 私も立派な 納税者 (文京区立窪町小学校)



ビデオ通話で連絡をとる警察官!?

警察官が業務上、トークアプリ等のSNSを使って
連絡を取ることは絶対にありません!

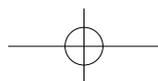
警察官が逮捕状の画像を提示!?

警察官が逮捕状等の令状の画像をメールやトークアプリ等の
SNSで見せたり送ったりすることは絶対にありません!

警察官がお金を振り込ませる!?

警察官が業務上、ATMに誘導し操作をさせたり、
自宅に来てキャッシュカードや通帳等を預かることはありません!

警 視 庁 富 坂 警 察 署





**ウナギ稚魚、驚異のサバイバル術
天敵に丸のみされても、すぐ脱出**

産経新聞科学部記者 伊藤 壽一郎

私たちの食生活になじみ深いニホンウナギは、天然ものの絶滅が危惧されていて、養殖ものの価格高騰も続いています。乱獲や環境の悪化などが主な原因ですが、成長の過程で天敵の捕食魚に食べられてしまうケースも多いとされています。ところが、ウナギの稚魚は、捕食魚にのみ込まれても驚くべき方法で逃げ出すサバイバル術を身につけていることが、最近の長崎大チームの研究で判明しました。

■天然稚魚の採捕量、40分の1に

ニホンウナギは、日本の河川や河口域で5年から15年程度育ち、産卵期が近づくと太平洋を南下して、約2000キロ離れたマリアナ海溝付近で産卵します。孵化（ふか）した幼生は北赤道海流で西へ向かい、フィリピン沖から台湾沖へ北上。その後は黒潮に乗り、シラスウナギという稚魚となって日本の河川に戻ってきます。養殖ウナギは、シラスウナギを河口などで採捕し、養殖池で肥育させています。

日本におけるシラスウナギの年間採捕量は、昭和30年代には200トンを超えていましたが、その後は日本沿岸への来遊量が減り、近年は5トン程度に落ち込んでいます。そのため、スーパーなど身近な店舗で売られている国

産養殖ウナギは、1匹分のかば焼きが3000円近いことも珍しくあります。

シラスウナギの採捕量の減少は、開発による河川環境の悪化や乱獲で天然ウナギが激減していることが主な原因です。それだけでなく、河川に到達した天然の稚魚が捕食魚に襲われて餌になつてしまうケースもあり、これらを背景に、マリアナ海溝で産卵するウナギの数が減っているのだそうです。

■ドンコに食べられてもすぐ脱出

そこで研究チームは、体長が最大約25センチの肉食性淡水ハゼの仲間ドンコと、シラスウナギより大きい体長6〜7センチで体色が黒く、河川に上り始めるクロコという段階のウナギ稚魚を同じ水槽に入れ、どうなるか何度も観察しました。

当初は、ドンコがウナギ稚魚を丸のみにして食べる様子や、ウナギ稚魚がドンコの攻撃をかわす瞬間などを絞って、高速で撮影できるカメラで撮影し分析していました。ところがある日の撮影後、驚いたことに、ドンコに食べられたはずのウナギ稚魚が、水槽内を悠々と泳いでいる様子が観察されました。

そこで、長時間にわたり撮影できるカメラを用意し、改めて水槽を観察すると、食べられたウナギ稚魚54匹の過半数の28匹が、意外にもドンコのえらの隙間から脱出していることが分かりました。脱出までの時間は最速6秒、最も時間がかかっても2分10秒で、全

から抜け出してきていました。

さらに詳しく調べるため、研究チームは造影剤を注入したウナギ稚魚をドンコに食べさせ、脱出の様子をX線映像撮影装置で観察しました。すると、脱出に成功した稚魚は、ドンコの胃に到達後、脱出可能な経路を尾びれで探るなどして、食道を経由して尾びれをえらの外側に出しました。そして、外側でとぐるを巻いたような形にした尾を「足がかり」にして、消化管内に残った頭側の体を引き抜き、脱出したのです。細長く、ぬるぬるとした形態や、後向きに泳ぐことが得意な性質をうまく利用しているようでした。

全国各地の河川で現在、資源回復のためウナギ稚魚の放流が行われています。今回の成果を基に、ウナギ稚魚と捕食魚との関係がさらに分かってくれば、放流に適した水域の選定に役立ち、ウナギを絶滅の危機から救えるかもしれませんね。

【筆者紹介】伊藤壽一郎（いとう・じゅいちろう）東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ITまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に『生きものの異変 温暖化の足音』（共著、扶桑社）、『新ライバル物語 闘いが生む現代の伝説』（共著、柏書房）などがある。

不当解雇との申立て

就業規則に基づき、解雇するも不当解雇だと訴えられる。

取引先への過大請求

従業員が取引先に詐欺行為、現金を詐取！使用者責任を問われ、訴えられる。

社長、あなたに責任を問います！！

ハラスメント
(パワハラ・セクハラなど)

セクハラ放置は会社の責任！セクハラ防止体制の整備義務違反で訴えられる。

取引先へのハラスメント

従業員が取引先などの社員にパワハラ！精神的苦痛を受けたと訴えられる。

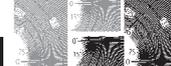
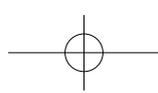
雇用管理賠償責任保険は、人事のプロをサポートする保険【HR Pro】です。

- ① 不当解雇・雇用差別、パワハラ・セクハラなど
- ② 従業員による不正行為（詐欺、横領、窃盗など）
- ③ 第三者に対するハラスメント

を原因とする、会社に加え、役員・管理職の方などへの損害賠償請求リスクを補償する保険です！

詳しい資料を差し上げます！お気軽にご請求ください。

■引受保険会社：AIG損害保険株式会社
■お問い合わせ：小石川法人会担当取扱代理店
樹合保障制度推進事務所 TEL.03-3573-7890 FAX.03-3573-7900
E-Mail: ho-jin@plala.to D-005609



小石川法人会

小石川法人会会員限定 福利厚生事業

—東京ドーム天然温泉— 『Spa LaQua』

利用料金変更に伴い特別利用料金改定のご案内



<入館券(ベーシック券)>

令和7年4月1日より

2,800円(税込)

- ◆土・日・祝日・特定日は入館時に追加料金が必要となります。
- ◆料金カレンダー：<https://www.laqua.jp/spa/information/>
- ◆「ヒーリングバーデ」利用の際には別途料金が必要となります。
- ◆1法人 月に10枚まで購入可能。
- ◆購入方法：事前連絡の上、代金を添えて事務局まで。
- ◆問い合わせ先：法人会事務局 03(3816)4184

小石川間税会が募集した「税の標語」入選作品の中から掲載しています

◆5月～7月の主要行事予定◆			
月	日時	行事名	開催場所
5月	7日(水)13:15	会計監査	法人会事務局会議室
	7日(水)14:00	理事会	林友ビル6階会議室
	9日(金)13:00	☆税理士の無料相談	法人会事務局会議室
	14日(水)14:00	☆決算法人説明会	税務署会議室
	27日(火)12:30	女性部会管外研修会	六本木ヒルズ
	28日(水)11:30	広報委員会	法人会事務局会議室
6月	3日(火)13:30	☆簿記講習会・開講式	法人会事務局会議室
	4日(水)07:40	第3支部懇親ゴルフ会	カメラアヒルズC.C.
	9日(月)13:30	☆簿記講習会	法人会事務局会議室
	10日(火)14:00	オンラインセミナー(経理)	WEB
	12日(木)11:00	関係民間団体連絡協議会	税務署会議室
	13日(金)13:00	☆税理士の無料相談	法人会事務局会議室
	17日(火)16:30	正副会長会	東京ドームホテル
	17日(火)17:00	第14回通常総会	東京ドームホテル
	18日(水)13:30	☆簿記講習会	法人会事務局会議室
	19日(木)13:30	☆新設法人説明会	税務署会議室
	20日(金)14:00	☆税務・経営研修会	文京区民センター2A会議室
	23日(月)14:00	☆決算法人説明会	税務署会議室
	24日(火)10:00	女性部会絵はがき準備会	法人会事務局会議室
	26日(木)13:30	☆簿記講習会	法人会事務局会議室

7月	2日(水)13:30	☆簿記講習会	法人会事務局会議室
	7日(月)13:30	☆簿記講習会	法人会事務局会議室
	10日(木)13:30	☆簿記講習会	法人会事務局会議室
	11日(金)13:00	☆税理士の無料相談	法人会事務局会議室
	14日(月)13:30	☆簿記講習会・閉講式	法人会事務局会議室
	16日(水)14:30	正副会長会	東京ドームホテル
	16日(水)15:00	☆健康講演会	東京ドームホテル
	16日(水)16:30	理事会	東京ドームホテル
	16日(水)17:00	合同役員会	東京ドームホテル
	23日(水)14:00	☆決算法人説明会	税務署会議室

☆は非会員の方も参加出来ます。

光文社新書
知は現場にある。

光文社文庫
エンタテインメント小説の宝庫

知恵の森文庫
好奇心のとなりに

古典新訳文庫
いま、息をしている言葉で

〒112-8011 光文社 <http://www.kobunsha.com/>
東京都文京区音羽1-16-6

印刷所 紅屋オフセット株式会社

発行所 公益社団法人 小石川法人会

法人こいしかわ 第三〇九号
令和七年四月二十五日発行

〒112-0004
文京区後楽一七十一 林友ビル
TEL (3816) 4418
FAX (3812) 4558

編集後記

街で新人生・新社会人の皆様を見かけると、緊張の中にも少しずつ新しい環境に馴染んでいく様子。個人的には少し(だいぶ?)以前の記憶しかありませんが、気持ちだけは当時の初々しさを忘れずにいたものです。

小石川法人会も昨年多くの新入会員の皆様にご入会いただき、新年度を迎える事が出来ました。租税を通じ地域に貢献できるよう、取り組んでまいります。

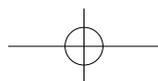
金井 一

週刊現代 毎週月曜日発売

FRIDAY 毎週金曜日発売

Disney FAN 毎月25日発売

講談社 〒112-8001 東京都文京区音羽2-12-21
www.kodansha.co.jp



青年部会のページ

活動報告会

二月十九日(水)茗荷谷「ご馳走ダイニング文蔵」に於いて総勢二十三名で青年部会活動報告会を開催致しました。新入会員の亀山さん、小室(裕太郎)さん。ご入会ご検討中の氷室さん、碓井さん、沼澤さん、小室(聡子)さんをお招きし、OBの先輩にも四名お越し頂き、青年部会が現在のどの様な活動をおこなっているか資料をもとにご説明いたしました。

中でも、社会貢献活動及び租税教育活動として二〇一六年より本郷法人会青年部会との共催で行っている「わくわくスポーツまつり」は、いち企業では行えない規模であり、青年部会だからこそ可能な有意義な事業であるとお伝えしました。

また、月に二回のトライアスロン部のランニング練習や、リレーマラソン大会への参加等「健康経営」を意識し



OB丸山さんの音頭で盛り上がりの中締め

鈴木 有美

つつ、会員間の交流を深める目的で行われているイベントも多数ございます。

会員資格が改選期起算で五十五歳未満へと引き上げられておりますので、対象となる皆様には是非とも青年部会へのご入会をご検討いただけますと幸いです。

確定申告広報活動

令和六年度の確定申告が始まったことを受け、二月十九日(水)東京ドームミーツポート前において街頭広報活動を行いました。当日は天気予報に反して暖かく、道行く人も我々の活動に快く応じてくださったように感じました。

活動には、小石川税務署より佐々木署長、折目法人課税第一部門統括官、佐藤法人課税第一部門上席審理官、伊藤総務課長補佐、そしてイータ君にご参加いただき、広報委員からは、(有)高野高野委員長、不二紙業(株)丸山副委員長、セントラル印刷(株)関野副委員長、国際(株)為政委員、(株)叢文社 佐藤委員が参加、また清水会長も加わっていただきました。事務局三人と、合わせて総勢十四人(イータ君を含む)で

「確定申告が始まりました!」「申告はお早めに!」「おうちでスマホで確定申告!」などと書かれたプラカードを持ち、大きな声で人々に呼び掛けま

した。

また、広報チラシとボールペン、税に関する絵はがきコンクール優秀作品が印刷されたポケットティッシュのセットを配布いたしました。

広報活動の一角には、ダミーの一万円札一万枚、約十キロを持ってみる「一億円を持ってみよう!」コーナーを設置。こちらは若い世代に好評でした。この活動では、「もう済ませましたよ!」「ああ、確定申告の時期ですね!」などのお声をいつもいただき、意義を感じます。

ご参加の皆さま、ありがとうございました。



今日も楽しく元気に広報活動いたしました